

千葉ファミリー相談室の ご案内

公益社団法人 家庭問題情報センター



えふびっく



Family Problems Information Center

千葉ファミリー相談室

電話・FAX 043-227-4716

<http://www.fpic-chiba.com>

目次

相談室の組織と特色・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

事業内容

- 1 成年後見・任意後見・未成年後見・・・・・・ 3
- 2 相談・カウンセリング・・・・・・・・・・・・ 4・5
- 3 面会交流支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 講師派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 公正証書遺言証人活動・・・・・・・・・・・・ 7

千葉ファミリー相談室利用案内・・・・・・・・ 裏表紙

相談室の組織と特色

千葉ファミリー相談室は、内閣府認可の公益社団法人 家庭問題情報センター（FPIC・えふびっく：東京都豊島区西池袋）の傘下にある全国組織の団体です。

当室は、平成6年に、より良い社会の形成の推進に寄与することを目的として開設され、元家庭裁判所調査官、元法務技官、臨床心理士、スクールカウンセラー、調停委員経験者などで構成する専門家組織です。

その事業は、それぞれの専門領域における豊富な実務体験と人間関係の専門知識、技法などを駆使して、家庭問題の解決、児童の健全育成、高齢者等の福祉の増進に資するため、後見活動、面会交流支援、相談・カウンセリング、講師派遣活動、証人活動などを行っています。

なお、当室顧問の弁護士、医師などに、必要に応じて助言指導をお願いしています。

成年後見・任意後見・未成年後見

当室では、平成12年の新しい成年後見制度スタート以来、豊富な実績と研鑽を重ね、多様な後見活動ができる体制ができています。

- 1 成年後見（後見、保佐、補助）制度は、本人の判断能力が十分でない方の、財産管理や身上監護について支援する制度です。
- 2 任意後見制度は、現在は十分な判断能力があるが、将来に備えて、信頼のできる個人または法人に後見を依頼する制度です。そのためには、公証役場で「任意後見契約」を公正証書にしてもらう必要があります。
- 3 未成年後見制度は、父母（親権者）がいない未成年者の法定代理人となって、成人するまで未成年者のためにその役割を果たす制度です。
- 4 千葉ファミリー相談室に後見業務をお任せ下さい。
 - (1) 先ず当室にお電話ください。折り返し、担当者からお電話します。
 - (2) 当室においでいただくか、担当者がお伺いしてご事情をお聴きします。
 - (3) 申立手続きは複雑で、用意する書類が沢山ありますので、可能な限りサポートします。
 - (4) 当室の後見活動の特徴は、① 温かな身上監護と厳正な財産管理、② 本人や親族のお気持ちを大切に、③ 組織内での厳重な監督体制、④ 法人で受任しますので、法人の知識・経験を生かし、長期にわたり責任をもって見守り、支えます。



当室の相談活動の特色

- (1) 夫婦、家庭問題、教育問題など多様な相談を行う（相談領域の広さ）
- (2) 相談内容に応じて、その分野の専門家が対応する（専門家の対応）
- (3) 具体的な支援を行う（現実的な問題解決）
- (4) 問題に応じて他の専門家や関係機関と連携して問題解決を行う（関係機関との連携）
- (5) 必要に応じて継続的なカウンセリングを行う（継続的な支援）

夫婦関係の 悩み

配偶者の異性問題
夫婦間暴力、離婚など

離婚後の生活の 悩み

養育費
面会交流など

育児・子育ての 悩み

育児・子育て不安
家事・育児への
配偶者の非協力など





思春期の子どもの問題の 悩み

いじめ、不登校、引きこもり
親への反抗・暴力、非行など

親族間の人間関係の 悩み

親族間の紛争、
高齢者の扶養・介護

成年後見
(法定後見・任意後見)

遺産相続や遺言等

職場等での 対人関係の悩み

子どもの悩み

友達関係、いじめ
進路、親子関係など

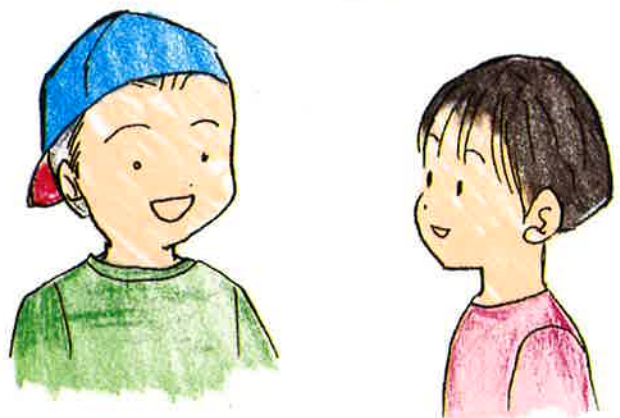
その他の 家庭問題に 関する悩み

◆ 相談料 ◆

60分 ▶ 5,000円

90分 ▶ 7,000円

相談の申込みは、平日の営業時間内にご予約ください。



面会交流支援

夫婦が別居や離婚をしても、子どもにとって両親はこの世で唯一の父親、母親です。別れて暮らすことになった親と子が普通に会い、交流できればよいのですが、それが難しくなった場合、第三者の支援が必要です。当室を利用して面会交流をすることの合意が父母にあれば、例え親同士が顔を会わせたくない場合でも、支援は可能です。父及び母の双方から当室に電話をして、面会交流支援の申込みをしてください。当番者が氏名、住所、電話番号、子どもの年齢、現状等を確認し、申込みを受付します。

面会交流に入る前に事前相談が必要で、担当者から双方に電話でご連絡します。事前相談は双方個別に行いますが、これまでのいきさつや面会交流支援のご希望などをお伺いし、当室のルールなども理解していただき、双方から合意書を提出していただきます。

事前相談料 60分／5,000円 90分／7,000円

1 支援の方法

(1) 付添い支援

当相談室又は室外で、支援者（原則2名）が付添って面会交流を支援

(2) 子の受渡し支援

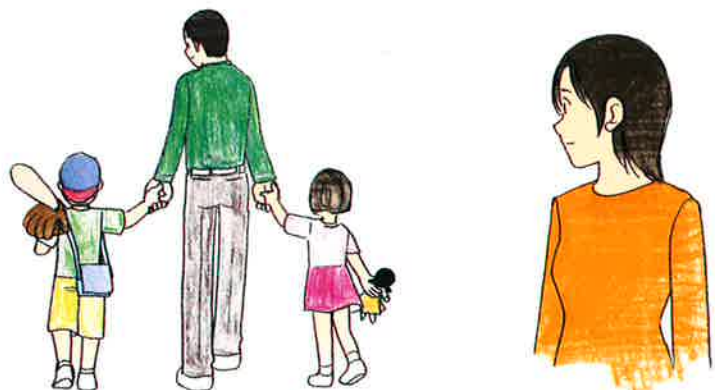
毎回、面会交流の始めと終わりの受渡し時に支援者が同席します。当相談室又は室外があります。

2 費用

支援方法、支援場所、子どもの人数、支援時間などによって事前相談において取り決め、双方の負担割合も決めます。具体的には当室のホームページ又は支援者にご確認ください。

3 その他

支援は原則として1年ですが、必要に応じて更新することもできます。



講師派遣

当室では、自治体（子ども福祉課）、社会福祉協議会、町内会、病院、老人保健施設、障害者施設などが実施するセミナーや研修・講演会に講師を派遣します。テーマは、離婚をめぐる問題、養育費や面会交流の問題、子どもの問題、高齢者をめぐる問題、相続の問題、成年後見制度など様々です。

養育費・面会交流に関連する講師派遣は、「養育費相談支援センター」（厚生労働省委託事業）の講師派遣を活用すると無料で受けられますので、ご相談ください。

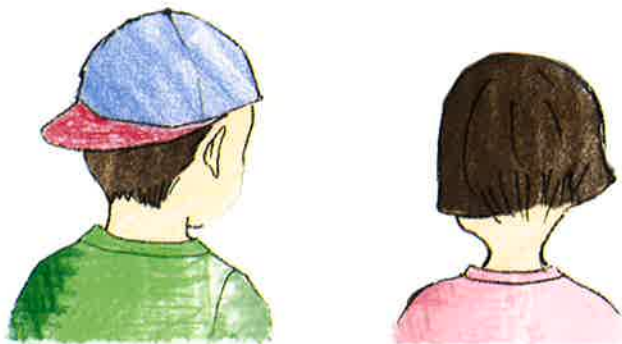
また、市民後見人養成研修への講師派遣も行っていますので、お問い合わせください。

公正証書遺言証人活動

当室では、公証役場から公正証書遺言の証人派遣依頼があった場合には、その公証役場に出向いたり、遺言者の自宅、病院などに出張して証人活動を行っています。

証人は、遺言者が自分の意思に基づいて、遺言公正証書が正しい手続きに従って作成されたことを確認する役割を務めます。会員は、遺言書の作成に関する事情や問題も十分理解し、秘密を厳守しますので、証人として適任です。

公証役場などから要請があれば、会員を証人として即座に派遣します。



千葉ファミリー相談室利用案内

所在地

〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル3階

電話 043-227-4716 ホームページ <http://www.fpic-chiba.com>

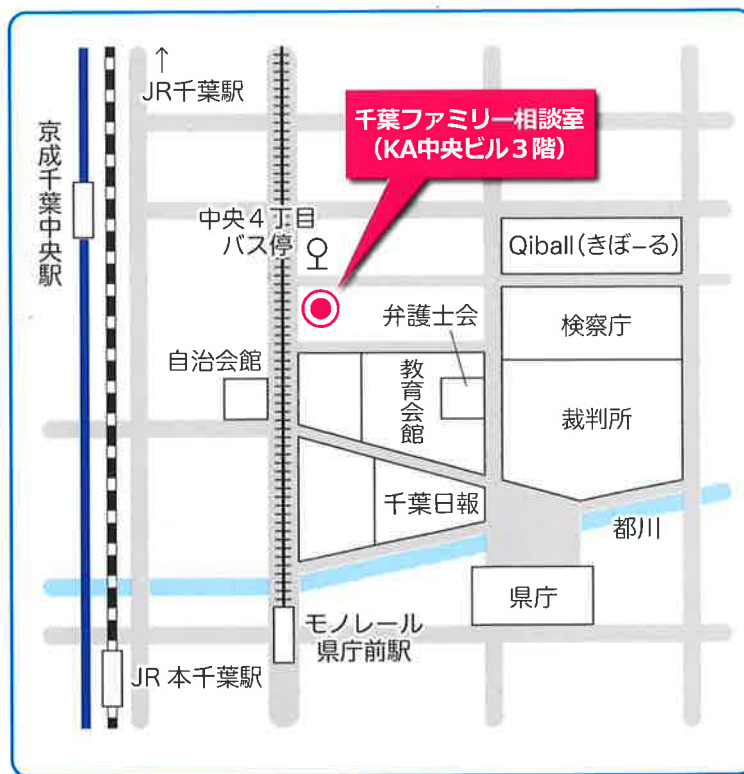
営業日・時間

月曜日より金曜日 午前9時30分から午後4時30分

(希望により、土・日・祝日にも対応します。)

利用方法

事前の電話での予約、申込み



交通手段

京成電鉄「千葉中央駅」より徒歩5分

JR「千葉駅」東口より徒歩15分

JR「千葉駅」東口より県庁方面行きバス②③乗り場「中央四丁目」バス停下車

JR「本千葉駅」より徒歩10分